

カリフォルニアで会社を設立する際、前もって考慮すべきこと

北川 リサ 美智子 弁護士

KITAGAWA & EBERT, P.C.

300 スペクトラムセンタードライブ 960号室

アーバイン市カリフォルニア州 92618-4998

電話 (949) 788-9980 ・ FAX (949) 788-0918

Web Page: WWW.JAPANUSLAW.COM

e-mail: Info@japanuslaw.com

法人はアメリカでビジネスをするのに望ましい形といえるでしょう。なぜなら法人には存続性があり、また、株主の責任は有限であり、株の譲渡は自由で、経営は中央集中方式となっているからです。もしカリフォルニアで自分の法人を組織したい場合、下記の事項を決める必要があります。

- 1) 会社の名前
- 2) カリフォルニアでのビジネスの住所(ビジネスの住所の場合は私書箱でもよいことになっています。)
- 3) カリフォルニアでの代理人 (カリフォルニアの住人であるか、またはそれを専門にしている会社でなければなりません。この場合、私書箱は使えません。)
- 4) 取締役
 - 株主が一人だけであれば、取締役は一人で十分です。
 - 株主が二人であれば、取締役は二人要ることになっていますが、その二人が同意しない場合を考え、取締役を三人にした方がいいでしょう。
- 5) 役員 (少なくとも下記の役員を選出する必要がありますが、一人が二つ以上の役をこなすことも可能です。取締役と役員を同じ人が兼任することもできます。)
 - 社長
 - 事務官
 - 財務管理
- 6) 株主
- 7) 期首資本金
- 8) 会計年度終了日

カリフォルニアの法人は銀行業と保険を除けば、どんなタイプのビジネスでもすることが許可されています。会社設立定款を申請料金と共にカリフォルニア州事務官に提出しなければなりません。その会社設立定款には会社名、許可されている株の数、報告代理人の名前と住所などが列挙されます。

取締役と役員はカリフォルニア州の住民である必要はありませんが、その取締役と役員はその会社の法律上の被雇用者とされるため、カリフォルニア州と連邦両方の所得税申告書を提出させられる事も考えられます。その会社がSコーポレーションであれば特別な税の恩典があります。なぜなら、Sコーポレーションは州の所得税を最小限に払えばよいし、二重課税（会社と株主の両方が所得税を払うこと）も最小限にできるからです。

もし下記の条件がそろえば、Sコーポレーションとして申請することが可能です。

- 1) 株主がアメリカ市民である。
- 2) 株主が永住権（グリーンカード）を持っているか、もしくは、毎年少なくとも182日以上アメリカに在住している。
- 3) その会社が有限会社またはアメリカの税番号を持つパートナーシップである。

会社はそれぞれの税番号を申請しなくてはなりません。カリフォルニア州にある会社は毎年、連邦とカリフォルニア州両方の所得税申告書を提出しなくてはなりません。カリフォルニア州の会社は毎年、最低法人税800ドルを支払うことが義務付けられています。（もし、その会社の年間売上が百万ドルより少ない場合は600ドルまで減らすことも可能です。）またカリフォルニア州にある会社は、その従業員のために雇用源泉徴収や他のあてはまる雇用税を全て払わなければなりません。

法人は、その会社の法律上の手続きを遵守しなければなりません。それは、株主や取締役会の議事録やその会社の取締役、役員、また報告代理人の名前と住所全てを記載した会社内容報告書を毎年提出することなどを含みます。その会社は、そのビジネスをしている全部の市それぞれでビジネスライセンスを申請しなくてはなりません。そのビジネスが小売業に従事するのであれば、転売許可証を申請しなくてはなりません。

もし、その会社に従業員がいれば、従わなければならない雇用法や税法がたくさんあります。雇用者は全員、雇用条件を規制する公正労働基準法（最低賃金と残業手当などに関する法）、公民権法（雇用における人種、性別差別などに関する法）、雇用における年齢差別禁止法、カリフォルニア州労働法、カリフォルニア州職業安全衛生管理局などカリフォルニア州の多数の法律、そして連邦の法律に従うことが義務付けられています。

雇用者は連邦と州の所得税、失業税、社会保障そして他の税金を課税の対象となる従業員の賃金から源泉徴収することが義務付けられています。そのような税金の源泉徴収は、その積立金の額と税金のタイプによって、毎週、毎月、または4ヶ月ごとに連邦税積立て用紙501と一緒に提出されなければなりません。電話で積立金を送金することも今では可能になり、間もなく雇用者の中にはそれを義務付けられる人も出てくるでしょう。これらの雇用税を支払うことを怠れば相当な罰金を支払うことにもなりかねません。

もし会社がカリフォルニア州以外の州にオフィスを開くか、ビジネスをする事を考えている場合は、その州でビジネスができるよう許可を取るか登録すべきでしょう。その場合、その会社はビジネスをする許可を受けたそれぞれの州に毎年税金申告書を提出しなくてはならなくなります。